

スウェーデンの労働運動と消極的労働市場政策
—所得保障政策による賃金の高位安定化—

2016年10月22日

名古屋大学大学院教育発達科学研究科 博士後期課程

天池洋介

1, 問題意識

- 日本はなぜワーキングプアやブラック企業が多いのか
逆にヨーロッパ諸国では、なぜ劣悪な労働の話をあまり聞かないのか
団体交渉、最低賃金、労働基準監督署、訴訟などあらゆる努力にも関わらず
- 日本における積極的労働市場政策論の違和感
経済成長と雇用の両立と言うが、雇用の流動性を強調するばかり
日本版フレキシキュリティは職業教育万能主義ではないか
教育を重ねても高学歴ワーキングプアという袋小路がある
- 失業保障の観点が欠落している
失業はあってはならないものとして、目を逸らされる
資本家にとってはコスト、労働者にとっては見せしめとしての失業者
投資をしても低賃金過密労働に回収されていく
- 労働条件の悪い原因は質量ともに備えた雇用の不足
失業者と半失業者は労働条件を引き下げる「おもり」として作用する
- 最底辺の失業問題から出発する、新しいラディカルな戦略が必要
失業者は労働者の鏡であるという視点の転換が求められる
＝失業は必然である
労働者と失業者の連帯を可能にする戦略を描きたい

2, 消極的労働市場政策とは

- 定義
消極的労働市場政策：失業手当など、事後的な救済
積極的労働市場政策：職業教育や職業紹介、賃金補助など
労働市場からの排除を未然に防ぐ
- 目的
a) 失業者の救済（福祉）→再就職のための資金（投資）

b) リスクに対する保険（保険原理）

- ・失業者だけを見ていて、労働者階級全体の視点がない
＝連帯できない

3, 失業者の生活を保障するということ

- ・労働力の保蔵を可能にする
労働力を価値以下で売らなくてもよくなる
月収12万円のブラックバイトと月額15万円の失業手当の比較
福祉国家による労働市場の独占の形成と、それに伴う市場メカニズムの価格調整から数量調整への移行が条件
- ・賃金をコントロールする
労働供給量を減らすことによって、賃金の下落を防ぐ
労働供給量を減らすことによって、人為的に人手不足にして賃金を上げる
定率の給付水準が最低賃金を形成する
- ・労働者階級全体の賃金・所得水準の高位安定化
ただし賃金水準決定の主要な要因ではない
賃金の最低水準を引き上げる作用が大きい
- ・定率給付の場合は賃金と給付の好循環が形成される
 - a) 賃金水準が上昇すると、定率の給付水準が上昇する
 - b) 給付水準が上昇すると、低賃金の雇用を淘汰することで最低賃金水準が上昇する
- ・逆に賃金を下げると、給付水準も累積的に下がってしまう
スウェーデンの労働組合は賃金を下げずに、解雇を選ぶ

4, 給付水準と貧困率

- ・給付水準・期間と貧困率の間にはおおそ相関関係が見られる
 - ・給付水準の低い国でワーキングプアが発生しているのではないか
- | 国名 | 給付水準 | 給付期間 | OECDにおける貧困率順位 (2013年度) |
|--------|-------------|---------|------------------------|
| デンマーク | 90% | ・4年 | : 30 |
| フランス | 40.4—60.76% | ・4-60ヶ月 | : 25 |
| スウェーデン | 80% | ・300日 | : 21 |
| ドイツ | 60% | ・6—32ヶ月 | : 18 |
| イギリス | 週47.90ポンド | ・182日 | : 15 |
| イタリア | 30—80% | ・180日 | : 11 |
| スペイン | 60—70% | ・2年 | : 6 |
| アメリカ | 50% | ・26週 | : 2 |
- 出典 (岡 2004; OECD 2016 より報告者が抜粋、編集)

5、スウェーデンの労働運動と消極的労働市場政策

- 1934年に失業保険制度の成立
 - 社民党政権成立によって可能に
 - 労働組合の運営する基金に政府が補助金を支給するゲント・システム
 - 労働組合の意思を失業保険の運営に反映できるシステム
 - 80%を維持している原因の一つではないか？
 - 労働者と失業者の連帯、共存
- 1960年代からはレーン＝メイドナー・モデルが導入される
 - 賃金格差を縮小する連帯主義的賃金政策、労働移動を推進する積極的労働市場政策、インフレーションを抑える抑制的財政政策の組み合わせ
 - 同時期に失業保険の給付水準が大幅に上昇している
 - 国庫補助金の割合：1935年・39%→1970年代・90%へ
 - 給付期間：1950年・120日→1967年・150日→1974年・300日
 - 給付水準：50—60%→1988年・90%（1974年に90%を目標にする）
 - 連帯主義的賃金政策を補完し、賃金格差を縮小した可能性があるのではないか

6、その他現行制度の特徴

- 部分的失業に対する保障
 - 労働時間が減少した場合、減少した労働分を失業とみなして保障する
 - かけもちのワーキングプアを防ぐ効果があるのではないか
- 活動手当
 - 労働市場政策プログラムに参加する者に、生計費を支給する
 - 支給額は失業保険と同じ
 - 投資としての失業保障
- 失業保険制度を蝕む運営実態
 - a) 低すぎる定率給付の上限額
 - 日額 680SEK、80%を保障されるのは受給者の1割
 - b) 低すぎる定額の基礎給付
 - 日額 320SEK、引き上げがなされず、生活扶助の生計費に迫る
 - c) カバー率の劇的な低下
 - 2006年の80%から、2011年は40%（活動手当を含めると60%）へ

7、残された課題

- 日本の制度的不備の指摘、特に失業保険の充実を求める声が弱い
- 最低賃金運動では、半失業者と失業者が分断されないか
- 賃金水準の底上げや労働基準の順守を求める運動の、土台として位置づけられないか

- ・制度から排除するインセンティブが組み込まれる失業保障という制度をどう考えるか
- ・「失業保険大事だよ」で終わらない、戦略の見通しをどう描くか
＝失業者が労働者と連帯して取り組める新しい活動はあるのだろうか

参考文献

- Friedman, Milton (2002) *Capitalism and freedom:40th anniversary edition with a new preface*, The University of Chicago. (村井章子訳 2008 『資本主義と自由』日経BP社).
- Lindbeck Assar (1975) *Swedish Economic Policy*, The Macmillan Press.
(永山泰彦ほか訳 1981 『スウェーデンの経済政策』東海大学出版会).
- OECD (2016) : *Poverty rate (indicator)*. doi: 10.1787/0fe1315d-en
(Accessed on 21 October 2016)
<https://data.oecd.org/inequality/poverty-rate.htm>
(2016年10月20日アクセス)
- 宇仁宏幸ほか (2005) 『入門 社会経済学—資本主義を理解する』ナカニシヤ出版.
- 岡伸一 (2004) 『失業保障制度の国際比較』学文社.
- 中野妙子 (2011) 「スウェーデンの失業者・生活困窮者に対する所得保障制度 (1)」
『名古屋大学法政論集』241号 名古屋大学大学院法学研究科.
— (2014) 「第4章 スウェーデン」 『JILPT資料シリーズ No.143 失業保険制度の国際比較—デンマーク、フランス、ドイツ、スウェーデン』労働政策研究・研修機構.
- 福祉国家構想研究会 (2013) 『失業・半失業者が暮らせる制度の構築—雇用崩壊からの脱却』大月書店.
- 宮寺由佳 (2008) 「スウェーデンにおける就労と福祉—アクティベーションからワークフェアへの変質 (特集:格差問題)」 『外国の立法』236号 国立国会図書館調査及び立法考査局.
- 宮本太郎 (1999) 『福祉国家という戦略』法律文化社.
- 山本麻由美 (2013) 「特集:グローバル景気後退と各国の失業者支援政策—スウェーデンにおける失業保険の役割」 『海外社会保障研究』国立社会保障・人口問題研究所.